

2. 特定建設作業に係る振動の基準

特定建設作業の種類		種類に対応する規制に関する基準				
		振動の 大きさ	夜間または深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日その他の休日の作業禁止
1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜き機を使用する作業	くい打機は、もんけん及び圧入式くい打機を除く。 くい抜機は、油圧式くい抜機を除く。くい打くい抜き機は、圧入式くい打くい抜き機を除く。	デシベル (dB)				
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		75	第1号区域： 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域： 1日につき10時間	同場所において連続6日間	日曜日その他の休日
3. 舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。		第2号区域： 午後10時から翌日の午前6時まで	第2号区域： 1日につき14時間		
4. プレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。					

〔備考〕① 測定場所は、特定建設作業の場所の敷地の境界線とする。

② 第1号区域及び第2号区域とは、前ページの表中特定建設作業振動区域区分に示された区域のこと。

3. 規制に関する基準の対象外とする特定建設作業

作業の種類 \ 規制の内容	振動の大きさ	夜間または深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業時間の制限	日曜日その他の休日の作業禁止
作業を開始した日に終わる特定建設作業	×	×	×	×	×
災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要のある特定建設作業	○	×	×	×	×
人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要のある特定建設作業	○	×	×	×	×
鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要のある特定建設作業	○	×	○	○	×
道路法第34条により道路の占用の許可条件によって夜間または休日に行うこととされた特定建設作業	○	×	○	○	×
道路法第35条により協議において、夜間または休日に行うこととされた特定建設作業	○	×	○	○	×
道路交通法第77条により道路の使用許可条件によって夜間または休日に行うこととされた特定建設作業（同法第80条によるものを含む）	○	×	○	○	×
電気事業法による変電所の変更工事で、近接の電気工作物の機能を停止させないと作業員の生命または身体の安全が確保できないため日曜、休日に行う必要のある特定建設作業	○	○	○	○	×

○：基準の適用を受けるもの

×：基準の適用をうけないもの